

公務災害認定通知書(新規)

平成15年05月23日

大友 博子様

地方公務員災害補償基金
宮城県支部長 浅野 史郎(公印)

公務災害の認定について

平成12年10月11日付をもって認定請求のあった下記の災害については、地方公務員災害補償法の規定に基づき、審査の結果、公務外の災害と認定したので、通知します。

記

被災職員の所属団体及び所属部局名 仙台市教育委員会
仙台市立中山中学校

被災職員の氏名 大友 雅義

認定番号 01 - 0067

災害発生日 平成10年08月24日

傷病名

自殺(縊死)

理由 別紙のとおり

その他

なお、この決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に地方公務員災害補償基金宮城県支部審査会に対して審査請求をすることができます。

(認定理由)

本件は、以下の理由により、公務上の疾病と相当因果関係を持って発生したことが明らかな死亡とは認められないため、公務外の災害と認定する。

1 災害発生の状況

被災職員(以下「本人」という。)は、平成6年4月、仙台市立中山中学校に異動となり、平成10年度には、同校で1年3組の担任、英語(週12時間)及び社会科(週4時間)の授業、生徒会主任、バドミントン部顧問等の業務を行っていた。

本人の妻(以下「請求者」という)の申立てによると、平成10年度には、教員免許外の社会科の授業を担当することになったことや、生徒会担当、バドミントン部顧問等の仕事も負担が大きいものであることから、本人は業務で多忙であったとされている。また、本人は(財)日本中学校体育連盟(以下「中体連」という)のバドミントン専門部に属しており、平成8年度は市のバドミントン部委員長、平成9年度以降は県副委員長としてその運営にあっていたほか、平成10年8月22日から25日まで開催される「第28回全国中学校バドミントン大会」(以下「全中」という)の事務局総務部長に就任し、大会準備等を行っていたことから、過労とストレスが蓄積していったとされている。

本人は、同年8月21日以降、大会準備のために宮城第一ホテルに泊まり込んでいたが、大会3日目の同月24日、会場に現れなかったことから、実行委員会の役員がホテルの本人の部屋を確認したところ、ドアの蝶番に帯を掛け縊頸状態で死亡しているのを発見されたものである。なお、死因は縊頸による窒息、死亡推定時刻は同日6時頃とされている。

2 認定の考え方

地方公務員災害補償制度において、災害(負傷、疾病、障害又は死亡)が公務上の災害と認められるためには、職員が公務に従事し、任命権者の支配管理下にある状況で災害が発生したこと(公務遂行性)を前提として、公務と災害との間に相当因果関係があること(公務起因性)が要件とされている。

精神疾患に起因する自殺については、「精神疾患に起因する自殺の公務災害の認定について」(平成11年9月14日付地基補第173号。以下「認定基準」という。)により判断することとなる。

なお、認定基準の基本的考え方は、以下のとおりである。

(1) 認定要件

自殺の原因としては、公務に関連するものの他に、傷病苦、経済問題、被災

職員又は家族等に係る事故事件の発生、うつ病・精神分裂病等の精神疾患、アルコール依存症、家庭問題(家庭内暴力、家族の病気・死亡、教育問題、家庭不和・離婚問題など)、異性問題、交友関係等が考えられる。また、自殺については、被災職員の性格等種々の要因も影響する。

このため、認定基準においては、精神疾患に起因する自殺が公務上の疾病と相当因果関係をもって生じたことが明らかな死亡として公務上の災害と認定されるためには、次の要件のいずれかに該当し、かつ、被災職員の個体的・生活的要因が主因となって自殺したものではないこととされており、その具体的要件については、以下のとおりである。

自殺前に、公務に関連してその発生状態を時間的、場所的に明確にしうる異常な出来事・突発的事態に遭遇したことにより、驚愕反応等の精神疾患を発症していたことが、医学経験則に照らして明らかに認められること

自殺前に、公務に関連してその発生状態を時間的、場所的に明確にしうる異常な出来事・突発的事態の発生、又は行政上特に困難な事情が発生するなど、特別な状況下における職務により、通常の日常の職務に比較して特に過重な職務を行うことを余儀なくされ、強度の肉体的過労、精神的ストレス等の重複又は重積によって生じる肉体的、精神的に過重な負担に起因して精神疾患を発症していたことが、医学経験則に照らして明らかに認められること。この場合において、精神疾患の症状が顕在化するまでの時間的間隔が、精神疾患の個別疾病の発症機序等に応じ、妥当と認められることとされている。

なお、内因性うつ病、躁うつ病、精神分裂病等、いわゆる狭義の精神疾患は、医学上、本人の素因的要因が発病に関与する程度が大きいとされていることから、当該精神疾患を発症したことによって、自殺に至った場合は、当該精神疾患の発症機序に関する医学経験則に照らし、厳正に行うこととされている。

さらに、認定基準においては、「異常な出来事・突発的事態」とは、医学経験則上、驚愕反応等の精神疾患を発症させる可能性のある異常な出来事・突発的事態をいい、例えば、精神疾患に起因する自殺の直前に発生した爆発物、薬物等による犯罪又は大地震、暴風、豪雨、洪水、高潮、津波その他の異常な自然現象若しくは火災、爆発その他これらに類する異常な状態がこれに該当するとされている。

次に、「特別な状況下における職務」とは、医学経験則上、強度の肉体的過労、精神的ストレス等を生じさせる可能性のある職務をいい、例えば、「異常な出来事・突発的事態」の発生時以降の職務又は大規模プロジェクト、制

度の創設・改廃、条例の制定・改廃、緊張を強いられる折衝、伝染病・集団食中毒の発生に伴う対応等、通常の日常の職務に比較して、特に困難な職務を行うことを命じられるなどして、当該職務に従事したことがこれに該当するとされている。

次に、「通常の日常の職務」とは、被災職員が占めていた職に割当てられた職務のうち、正規の勤務時間内に行う日常の職務をいうとされている。

次に、「強度の肉体的過労、精神的ストレス等の重複又は重積」とは、医学経験則上、「特別な状況下における職務」に従事したことにより生じる、精神疾患を発症させる可能性のある強度の肉体的過労、精神的ストレス等の重複又は重積をいい、例えば、次のような事態、状況等(以下「事象」という。)の重複又は重積が該当するとされている。

この場合において、「強度」の肉体的過労、精神的ストレス等の有無については、被災職員と職種、職等が同等程度の職員との対比において客観的に判断する必要があるとされている。

肉体的過労等を発生させる可能性のある事象

- ア 1週間程度から数週間程度にわたる、いわゆる不眠・不休の状態で行う、犯罪の捜査若しくは火災の鎮圧又は、危険、不快、不健康な場所等において行う、人命救助その他の被害の防禦等
 - イ アの職務遂行中における二次災害、重大事故等の発生への対処等
 - ウ 期限の定められている職務のため数週間程度から1か月程度にわたって行う、特に過重で長時間に及ぶ時間外勤務(週40時間を超える程度の連続)
 - エ 通常の日常の職務に比較して、特に精神的、肉体的に過重な職務のため、1か月程度以上にわたって行う、過重で長時間に及ぶ時間外勤務(週数十時間程度の連続)
 - オ 上司、同僚、部下等の事故、傷病等による休業又は欠員の発生等による上記に準ずる、肉体的過労等を生じさせる諸事象
- とされている。

この場合、時間外勤務の評価に当たっては、時間外勤務の事実と業務内容等が証明されることが必要であり、事実関係が不明確である場合は評価の対象とされるものではない。なお、「数週間程度」とは、自殺前の週を含めて2週間から3週間を、また、「週数十時間程度」とは、自殺前の週を含めて週20時間から30時間をいうものである。

また、業務上の必要性等から自宅において作業を行ったとの申立てがある場

合、自宅作業は、任命権者の支配管理下になく、しかも、任意の時間、方法及びペースで行うことが可能であるため、原則として勤務公署における時間外勤務と同等に評価されるものではないが、業務が繁忙であり自宅で作業をせざるを得ない諸事情が客観的に証明された場合については、例外的に、自殺前に作成された具体的成果物の合理的評価に基づき付加的要因として評価されるものである。

精神的ストレス等を発生させる可能性のある事象

- ア 第三者による暴行、重大な交通事故等の発生
- イ 組織の責任者として連続して行う困難な対外折衝又は重大な決断等
- ウ 機構・組織等の改革又は人事異動等による、急激かつ著しい職務内容の変化
- エ 極度のあつれきを生じるような職場の人間関係の著しい悪化
- オ 重大な不祥事の発生
- カ その他の上記に準ずる精神的ストレス等を発生させる諸事象

とされている。

なお、公務に関連する自殺であっても、精神疾患に起因しない自殺は、公務上の災害とは認められないものである。

(2) 症状顕在化までの時間的間隔

精神疾患は、諸種の原因によって発症に至るものであるが、時間的、場所的に明確にしうる異常な出来事・突発的事態に遭遇したことにより、驚愕反応等の精神疾患を発症した場合には、医学的に症状の急速な顕在化が認められなければならないものであり、特別な状況下における職務により、通常の日常の職務に比較して特に過重な職務に従事したことがあり、その後に精神疾患を発症した場合には、特別な状況下における職務により、通常の日常の職務に比較して特に過重な職務に従事してから精神疾患を発症するまでの時間的間隔が医学的に妥当なものと認められなければならないものであることから、これらを認定基準において要件として明示している。

ここで、「症状の顕在化」とは、「自他覚症状が明らかに認められること」をいうものとされている。

(3) 調査期間

(1)の認定要件については、自殺の直前から6か月(特別な事情が認められる場合は、1年)前程度までさかのぼって調査する。

なお、自殺前の精神疾患発症の時期が、自殺前における医師の診断、診療により明らかである場合又は医学的に推定される場合には、当該精神疾患発症時期の直前から6ヵ月(特別な事情が認められる場合は1年)前程度までさかのぼって調査を行い、公務に起因して精神疾患を発症したものと認められるかの検討を行う。

3 本件についての検討

本件は、下記(5)の医学的知見によると、精神疾患発症の時期が平成10年6月下旬頃と推定されているため、その6か月前程度までさかのぼって、平成10年1月以降の公務に起因して精神疾患を発症したものと認められるかどうかの検討を行うこととする。

- (1) 自殺前に公務に関連してその発生状態を時間的、場所的に明確にしうる異常な出来事・突発的事態への遭遇

平成10年1月以降、見出しのような事実は認められない。

- (2) 特別な状況下における職務により、通常の日常の職務に比較して特に過重な職務への従事

校務分掌で定められた業務について

本人の平成10年1月から3月までの分掌事務は、3年生担任、英語の授業、生徒会主任、バドミントン部顧問等であった。平成10年4月以降の分掌事務は、1年生担任、英語(週12時間)及び社会科(週4時間)の授業、生徒会主任、バドミントン部顧問等であった。

請求者によると、上記1に記載のとおり、平成10年4月からは、教員免許外の社会科の授業を担当することになったが、誰であっても、教員免許外の授業を担当することは、その分野の専門的知識の不足から自分の指導に不安を感じたり、生徒の成績や保護者の不信感を気に掛けて緊張を強いられるものであって、特に本人は、これが初めての教員免許外の授業であったことや、平成10年3月の人事異動の後に準備を開始することとなり準備期間もなかったことから、大きな負担であったとされている。また、生徒会担当については、生徒会行事も多く、生徒が自分たちで生徒会活動を進められるように指導することは、根気と時間がかかるものであり、バドミントン部顧問については、年間を通じて市や県の大会があり、それに向けての練習や大会への生徒の引率等、忙しいものであることから、これらの業務による負担も大きかったとされている。

所属長によると、この間の勤務は通常どおりであって、特別な状況下における職務と言えるようなものはなかったとされている。本人は、バイタリティーがあり、英語や社会の授業、生徒会活動、バドミントン部顧問として、意欲的に取り組んでいたようだが、心のゆとりがないようにもみられたとしている。なお、教員免許外の社会科の授業を受け持ったことについては、各教科、各教諭ごとの授業時間数のバランスを考えて本人も承諾の上、受け持つことになったもので、社会科教諭から、指導方法の助言や授業で使用する指導ノート、板書用ノート、ワークシートの提供を受けており、定期考査、実力考査等の問題作成は社会科教諭が行う等、本人の負担軽減が図られていたが、教科書の進度や指導方法、受け持ち学級の成績の伸び悩みについて、時に悩んだり気にしているところはあったとされている。

上司・同僚職員によると、全中が終わるまでは、校務分掌も同僚職員が援助するなど配慮しており、英語や社会科などの教科指導や学級指導、生徒会、部活動等教育活動全般にわたって意欲的に取り組んでいたとされている。ただし、仕事の苦しさなどは表面に出さない性格で、親しい同僚職員には精神的なストレスについて漏らす時もあり、本人の脳裏からは常に全中のことが消えなかったことが予測できるとされている。

以上のことから、本人は教員免許外の社会科の授業を担当することとなり、そのことで時に悩むことがあったものと認められるが、それ以外の業務においては、具体的に問題が発生したことや困難な事態に直面したことはなく、10年以上の経験を持つ教師としては、ごく通常の日常の職務に従事していたものと認められる。また、社会科の授業についても、社会科の教諭から指導方法の助言や教材の提供を受けており、定期考査等の問題作成も免除されていることから、客観的に見た場合、特に過重な業務であったとは認められない。

よって、校務分掌で定められた業務が、通常の日常の職務に比較して特に過重な職務であったとは認められない。

中体連バドミントン専門部の業務及び全中実行委員会事務局総務部長の業務について

請求者によると、上記1のとおり、本人は、中体連のバドミントン専門部に属しており、平成8年度は市のバドミントン部委員長、平成9年度以降は県副委員長としてその運営にあっていたほか、平成10年7月7日には全中実行委員会事務局総務部長にも就任し、全中の準備等を行っていたとされている。全中準備については、請求者及び中体連関係者によると、実行委員会は平成10年3月に設立され、本人は、総務部長に就任する以前からすでに大会

準備を行っていたほか、特に7月27日以降は、大会開催の要領等をまとめた「業務必携」の作成等、集中的にその仕事に当たっており、本人にとって大きな負担であったとされている。

ところで、一般に、中学校教諭が生徒の部活動の指導を行うことは、職務の一環として公務遂行性が認められ、また、中体連等が主催する大会へ生徒が参加するため、部の顧問として生徒を引率する業務についても、職務命令に基づく生徒の管理監督という通常業務の一部として公務遂行性が認められる。しかし、中体連等の任意団体から委嘱されて当該団体の役員となり、当該役員として中体連等が行う大会の運営等を行う場合には、原則として、当該役員の業務は公務とは認められないことから、公務遂行性は認められない。また、ある大会を開催するために実行委員会が設立され、その役員となって大会準備や運営を行う場合にも、その大会が実質的に任命権者が主催するものであって、任命権者が役員への就任を命じたような特別な場合を除いては、中体連等の役員の場合と同様に、原則として公務遂行性は認められない。

本件についてみると、本人が、中体連の市バドミントン部委員長、県副委員長として行った中体連の大会運営等については、公務遂行性が認められない。また、全中実行委員会事務局総務部長として行った準備や運営についても、全中の準備や運営は実際には中体連が中心となって行っており、実質的に任命権者が主催する大会とは認められないことから、同じく公務遂行性は認められない。

したがって、中体連バドミントン専門部の業務及び全中実行委員会事務局総務部長の業務は、特別な状況下における職務により、通常の日常の職務に比較して特に過重な職務へ従事した事実があったかどうかの評価対象とはならない。

結論

及び から、特別な状況下における職務により、通常の日常の職務に比較して特に過重な職務に従事したものは認められない。

- (3) 上記(1)及び(2)から、公務に関連してその発生状態を時間的、場所に明確にしうる異常な出来事・突発的事態に遭遇したこと又は特別な状況下における職務により、通常の日常の職務に比較して特に過重な職務に従事したものは認められない。
- (4) 本人の個体的・生活的要因をみると、次のような状況がみられる。

精神疾患に関する既往歴については、特に認められていない。

本人の家庭等に特に問題となるような事実は認められない。

本人の性格について、請求者によれば、「おだやかな性格で、人と争うことは嫌いである。常にまわりとの和を考える人で、私から見ても必要以上に気を使う部分があった。責任感が強く、いつも仕事のことが頭にある人だった。」等とされている。また、上司・同僚職員によれば、「誠意ある人。同僚との仲もきわめて良好。時々茶目っ気のある会話で周囲を笑わせ心を和ませてくれた。」等とされている。

- (5) 本件に係る医学的知見として、以下のことが認められている。

本件は、自殺前に、従来診断でいう「うつ病」、ICD - 10でいう「うつ病エピソード」を発症していたものと認められ、発症時期は、平成10年6月下旬頃と考えられる。

自殺前の学級担任、英語及び社会科の授業、生徒会主任、バドミントン部顧問等の業務については、中堅職員が担う業務としては、特段過重なものとは認められない。本人の性格については、「必要以上に気を使う」「責任感が強い」「いつも仕事のことが頭にある」等とされており、うつ病に罹患しやすい性格であると認められる。

本人は、全国中学校バドミントン大会の準備を自殺前1か月の間に長時間行ったとされているが、そのことが上記精神疾患に加え疲弊状態を引き起こし、自殺に至った可能性はある。しかし一方、既に発症していたうつ病の症状のために、準備の進展を過小評価し、思考力の低下も相まって、空回りしたために時間がかかったとも考えられる。

本件は、全国中学校バドミントン大会の準備は公務とは認められないことから、これを除いた学級担任、英語及び社会科の授業、生徒会主任、バドミントン顧問等の業務による過重と、本人の性格、素因等を比較した場合、本人の性格、素因等の個体的要因が、本件精神疾病発症のより大きな原因となっているものと思われる。

- (6) 以上のように、本人の自殺前における職務従事状況及び自殺前に発症していたと推定される精神疾患に関する医学的知見等から総合的に判断すると、本人は自殺前の職務によって、精神疾患を発症して自殺に至ったものとは認められないことから、本件災害は公務外の災害と認定するものである。